

千葉県病院内保育所運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の看護師等（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条及び第6条に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）の充足を図るため、病院又は診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定により許可を受けた病院若しくは診療所又は同法第8条の規定により届出をした診療所をいう。以下同じ。）の開設者が子どもをもつ医療従事者の離職防止、再就業の促進のために病院内保育所を運営する事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

2 この要綱に規定する補助金は、千葉県地域医療介護総合確保基金を財源として実施するものとする。

(補助対象事業及び経費等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種目及び経費等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の申請をしようとする者は、知事が定める期日までに病院内保育所運営事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条に規定する必要な条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）又は事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（第2号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日）の属する

年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第2号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（承認の申請）

第5条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、その理由及び内容を記載した病院内保育所運営事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第6条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業完了後1箇月以内（第4条第2号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の日から1箇月以内）又は補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに病院内保育所運営事業補助金実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第7条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、病院内保育所運営事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第8条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、病院内保育所運営事業補助金概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第9条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月13日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条第1項）

補助対象事業及び補助対象	経費		補助額																														
	基準額	対象経費																															
<p>病院又は診療所の開設者であって、次に掲げるものが医療従事者のための保育施設（近辺の他の病院又は診療所の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した病院内保育施設を含み、保育児童が1人以上、保育時間が8時間以上及び保育士等の職員が2人以上であり、かつ、平均月額10,000円以上の保育料（保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む。））を徴収している保育施設であって、その施設及び運営について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に規定する基準に準ずるものをいう。以下この項において同じ。）を運営する事業（4月1日から翌年の3月31日までの期間、保育施設を運営するものに限る。）。</p> <p>ただし、本補助事業と同様の主旨を含む補助金等との重複補助は認めない。また、平成26年度以降に労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」を受給した施設は対象外とする。</p> <p>1 日本赤十字社 2 社会福祉法人 3 国家公務員共済組合及びその連合会 4 地方公務員等共済組合 5 私立学校教職員共済組合 6 農林漁業団体職員共済組合 7 健康保険組合及びその連合会 8 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 9 独立行政法人 10 国立大学法人</p>	<p>表1に掲げる保育施設の区分に応じて、表2により算定した額を基本額とし、表3により算定した加算額と基本額を合計した額を基準額とする。</p> <p>表1 保育施設の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保育児童数</th> <th>保育士等の数</th> <th>保育時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型特例</td> <td>1人以上 (年間平均1人以上)</td> <td>2人以上 (常時2人以上)</td> <td>8時間以上</td> </tr> <tr> <td>A型</td> <td>4人以上 (年間平均4人以上)</td> <td>2人以上 (常時2人以上)</td> <td>8時間以上</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>10人以上 (年間平均10人以上)</td> <td>4人以上 (常時4人以上)</td> <td>10時間以上</td> </tr> <tr> <td>B型特例</td> <td>30人以上 (年間平均30人以上)</td> <td>10人以上 (常時10人以上)</td> <td>10時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 保育児童数の算定に関しては、補助対象施設に従事する職員（当該補助対象施設に勤務する職員であって、人事異動等により他の施設の勤務となった職員も含む。）の児童であって、年間の平均保育児童数が各区分の基準値以上であれば、各月において基準値未満（6か月以上に達する場合は除く。）であっても各区分に該当するものとする。</p> <p>表2 基本額の算定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>算定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型特例</td> <td>$(1人 \times 180,800円 \times 運営月数 - 保育料収入相当額) \times 負担能力指数に$ 応じた調整率</td> </tr> <tr> <td>A型</td> <td>$(2人 \times 180,800円 \times 運営月数 - 保育料収入相当額) \times 負担能力指数に$ 応じた調整率</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>$(4人 \times 180,800円 \times 運営月数 - 保育料収入相当額) \times 負担能力指数に$ 応じた調整率</td> </tr> <tr> <td>B型特例</td> <td>$(6人 \times 180,800円 \times 運営月数 - 保育料収入相当額) \times 負担能力指数に$ 応じた調整率</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には1か月として算定して差し支えないものとする。 (2) 保育料収入相当額の算出は別添1のとおりとする。 (3) 負担能力指数に応じた調整率の算出は別添2のとおりとする。</p>	区分	保育児童数	保育士等の数	保育時間	A型特例	1人以上 (年間平均1人以上)	2人以上 (常時2人以上)	8時間以上	A型	4人以上 (年間平均4人以上)	2人以上 (常時2人以上)	8時間以上	B型	10人以上 (年間平均10人以上)	4人以上 (常時4人以上)	10時間以上	B型特例	30人以上 (年間平均30人以上)	10人以上 (常時10人以上)	10時間以上	区分	算定額	A型特例	$(1人 \times 180,800円 \times 運営月数 - 保育料収入相当額) \times 負担能力指数に$ 応じた調整率	A型	$(2人 \times 180,800円 \times 運営月数 - 保育料収入相当額) \times 負担能力指数に$ 応じた調整率	B型	$(4人 \times 180,800円 \times 運営月数 - 保育料収入相当額) \times 負担能力指数に$ 応じた調整率	B型特例	$(6人 \times 180,800円 \times 運営月数 - 保育料収入相当額) \times 負担能力指数に$ 応じた調整率	<p>病院内保育事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費（給料諸手当）及び委託料（人件費）</p>	<p>左記基準額欄に定める基準額と対象経費欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額（日本赤十字社又は社会福祉法人恩賜財団済生会が行う事業にあっては、その額に2分の1を乗じて得た額）の範囲内。</p>
	区分	保育児童数	保育士等の数	保育時間																													
A型特例	1人以上 (年間平均1人以上)	2人以上 (常時2人以上)	8時間以上																														
A型	4人以上 (年間平均4人以上)	2人以上 (常時2人以上)	8時間以上																														
B型	10人以上 (年間平均10人以上)	4人以上 (常時4人以上)	10時間以上																														
B型特例	30人以上 (年間平均30人以上)	10人以上 (常時10人以上)	10時間以上																														
区分	算定額																																
A型特例	$(1人 \times 180,800円 \times 運営月数 - 保育料収入相当額) \times 負担能力指数に$ 応じた調整率																																
A型	$(2人 \times 180,800円 \times 運営月数 - 保育料収入相当額) \times 負担能力指数に$ 応じた調整率																																
B型	$(4人 \times 180,800円 \times 運営月数 - 保育料収入相当額) \times 負担能力指数に$ 応じた調整率																																
B型特例	$(6人 \times 180,800円 \times 運営月数 - 保育料収入相当額) \times 負担能力指数に$ 応じた調整率																																

1 1 学校法人 1 2 医療法人 1 3 一般社団法人及び一般財団法人 1 4 個人	<p>表3 加算額の算定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="636 169 965 225">種別</th> <th data-bbox="965 169 1290 225">加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="636 225 965 280">24時間保育</td> <td data-bbox="965 225 1290 280">23,410円×運営日数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 280 965 336">病児等保育</td> <td data-bbox="965 280 1290 336">187,560円×運営月数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 336 965 392">緊急一時保育</td> <td data-bbox="965 336 1290 392">20,720円×運営日数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 392 965 448">児童保育</td> <td data-bbox="965 392 1290 448">10,670円×運営日数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="636 448 965 504">休日保育</td> <td data-bbox="965 448 1290 504">11,630円×運営日数</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 各種別の要件は別添3のとおりとする。</p>	種別	加算額	24時間保育	23,410円×運営日数	病児等保育	187,560円×運営月数	緊急一時保育	20,720円×運営日数	児童保育	10,670円×運営日数	休日保育	11,630円×運営日数		
種別	加算額														
24時間保育	23,410円×運営日数														
病児等保育	187,560円×運営月数														
緊急一時保育	20,720円×運営日数														
児童保育	10,670円×運営日数														
休日保育	11,630円×運営日数														

備考 1 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

別添1 保育料収入相当額の算出について

保育料収入相当額は、24,000円に保育月数と保育児童数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたって対象となる保育児童数の上限は以下の表のとおりである。

区分	保育児童
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

別添2 負担能力指数に応じた調整率の算出について

1 負担能力指数

負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（千葉県病院内保育所運営事業補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育所運営費は、病院内保育所運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

$$\text{標準経費} = \text{保育士等の数} \times \text{標準人件費} + \text{その他の経費}$$

(1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育所利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育所に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該病院内保育所の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

(2) その他の経費は、病院内保育所運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの知事が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育所の運営費以外の費用は認めないものとする。

(3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育所に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

- ① 病院内保育所に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数
2.6人
- ② 病院内保育所に係る標準経費の算出に用いる標準人件費
年額3,186,000円

2 調整率

負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、病院内保育所設置後3か年（設置の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。）を経過していない施設にあつては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6

別添3 加算対象となる各種別の要件

1 24時間保育

終日いずれの時間帯においても補助対象事業として定める保育サービスを提供していること。

2 休日保育

以下に掲げる日に補助対象事業として定める保育サービスを提供していること。ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日（前号に掲げる日を除く。）

3 病児等保育

(1) 対象児童

ア 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

イ 保育所に通所している児童ではないが、アと同様の状況にある児童（小学校低学年（小学1年生から3年生をいう。以下同じ。）児童等を含む。）。

(2) 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

(3) 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

(4) 職員配置等

ア 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。

イ 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

ウ 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

エ 他の児童への感染の防止に配慮すること。

(5) 利用事務手続等

ア 利用事務手続きについては、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

イ 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

(6) 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）

(7) その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

4 緊急一時保育

(1) 対象児童

24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児または幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童（小学校低学年を含む）。

(2) 対象となるサービス

病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、(1)の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

(3) 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦(夫)等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

5 児童保育

(1) 対象児童

病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童(以下、放課後児童という。)

(2) 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

(3) 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。)を1名以上配置すること。

病院内保育所運営事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度において病院内保育所運営事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請金額 円

2 添付書類

- (1) 病院内保育所運営事業申請額算出内訳 (別紙1)
- (2) 事業計画書 (別紙2)
- (3) 歳入歳出予算書 (見込書) の抄本
- (4) その他の書類
病院内保育施設の保育料が規定された規則等の写し
- (5) 誓約書 (別紙3)
- (6) 役員等名簿 (別紙4)

病 院 内 保 育 所 運 営 事 業 計 画 書

1 開設者、保育施設の名称等

種 別	整 理 番 号	共 同 利 用 型	開 設 者 等			保 育 施 設				運 営 等 が 委 託 の 場 合		
			開 設 医 療 施 設 名	所 在 地	設 置 主 体	名 称	所 在 地	開 設 年 月 日	開 設 後 3 年 以 内	委 託 名	受 託 団 体 等 称	代 表 者 名
型												

注

- 1 整理番号の欄は記入しないこと。
- 2 保育施設が共同利用型病院内保育施設である場合には共同利用型欄に、開設後3年以内である場合には開設後3年以内欄に、運営等が委託の場合には委託欄に、○印を記入すること。

2 保育時間、職員の状況、保育人員

保 育 時 間		保 育 士 等 職 員 数						保 育 人 員					
保 育 施 設 開 所 時 間 帯	開 所 時 間	保 育 士		保 育 士 助 手		計 (A+B+C+D)	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳 以 上	計	年 間 平 均
		常 勤 職 員 数 A	非 常 勤 職 員 数 B	常 勤 職 員 数 C	非 常 勤 職 員 数 D								
AM	PM												
~	時間												

注 B欄及びD欄には、別に定める方法により算出した常勤換算後の人数を記入すること。

3 その他

負 担 能 力 指 数 に よ る 調 整 率				保 育 料 収 入 相 当 額	保 育 料 額	24 時 間 保 育 実 施 日 数 (年 間)	病 児 保 育 実 施 月 数 (年 間)	緊 急 一 時 保 育 実 施 日 数 (年 間)	児 童 保 育 実 施 日 数 (年 間)	休 日 保 育 実 施 日 数 (年 間)	使 用 可 病 床 数	給 食 の 状 況	保 育 室 の 延 床 面 積	安 静 室 の 延 床 面 積	児 童 保 育 の 為 の 床 面 積	過 去 3 カ 年 補 助 実 績			平 成 26 年 度 以 降 労 働 局 助 成 金 の 受 給 実 績	
剩 余 金	選 定 額	負 担 能 力 指 数	調 整 率													国	こ だ も 未 来 財 団	そ の 他		
E	F	E/F		千 円	円	日	月	日	日	日	床		m ²	m ²	m ²					

注

- 1 給食の状況欄には、保育施設で実施している場合にはアを、利用者が持参している場合にはイを、その他の場合にはウ及び具体的状況を記入すること。
- 2 国及び財団法人こども未来財団からの過去3年以内に補助実績がある場合には国欄及びこども未来財団欄に○印を、国及び財団法人こども未来財団以外の団体からの補助実績がある場合にはその他欄に当該団体の名称を記入すること。
- 3 平成26年度以降に労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」を受給した場合は、平成26年度以降労働局助成金の受給実績欄に○印を記入すること。

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

印

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が千葉県病院内保育所運営事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

役員等名簿

番号	商号又は名称（半ｶﾀ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾀ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私 ・ 当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

㊤

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・ 個人である場合は本人を記載すること。
- ・ 法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）に記載すること。
ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付の決定のあった病
院内保育所運営事業補助金について、千葉県病院内保育所運営事業補助金交付要綱第4
条第5号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の額の確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（要返納相当額） 金 円
- 3 添付書類
2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

病院内保育所運営事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

補助事業者

氏 名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付決定のあった病院内
保育所運営事業の実施について次のとおり事業内容を変更（中止・廃止）したいので、
千葉県病院内保育所運営事業補助金交付要綱第4条第 号の規定により承認を申請しま
す。

- 1 変更前の事業の概要
- 2 変更後の事業の概要
- 3 変更（中止・廃止）する理由

病院内保育所運営事業補助金実績報告書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所

補助事業者

氏 名

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった病院内
保育所運営事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を
添えて報告します。

- 1 事業費精算書（別紙1）
- 2 事業実績報告書（別紙2）
- 3 歳入歳出決算書（見込額）

病 院 内 保 育 所 運 営 事 業 実 績 報 告 書

1 開設者、保育施設の名称等

種 別	整 理 番 号	共 同 利 用 型	開 設 者 等			保 育 施 設				運 営 等 が 委 託 の 場 合		
			開 設 医 療 施 設 名	所 在 地	設 置 主 体	名 称	所 在 地	開 設 日 月 年	開 設 後 3 年 以 内	委 託 名	受 託 団 体 等 称	代 表 者 名
型												

注

- 1 整理番号の欄は記入しないこと。
- 2 保育施設が共同利用型病院内保育施設である場合には共同利用型欄に、開設後3年以内である場合には開設後3年以内欄に、運営等が委託の場合には委託欄に、○印を記入すること。

2 保育時間、職員の状況、保育人員

保 育 時 間		保 育 士 等 職 員 数						保 育 人 員					
保 育 施 設 開 所 時 間 帯	開 所 時 間	保 育 士		保 育 士 助 手		計 (A+B+C+D)	0 歳	1 歳 2 歳	3 歳	4 歳 以 上	計	年 間 平 均	
		常 勤 職 員 数 A	非 常 勤 職 員 数 B	常 勤 職 員 数 C	非 常 勤 職 員 数 D								
AM ~ PM	時 分 ~ 時 分 時 間 分	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

注 B欄及びD欄には、別に定める方法により算出した常勤換算後の人数を記入すること。

3 その他

負 担 能 力 指 数 に よ る 調 整 率				保 育 料 収 入 相 当 額	保 育 料 額	24 時 間 保 育 実 施 日 数 (年 間)	病 児 保 育 実 施 月 数 (年 間)	緊 急 一 時 保 育 実 施 日 数 (年 間)	児 童 保 育 実 施 日 数 (年 間)	休 日 保 育 実 施 日 数 (年 間)	使 用 可 病 床 数	給 食 の 状 況	保 育 室 の 延 床 面 積	安 静 室 の 延 床 面 積	児 童 保 育 の 為 の 床 面 積	過 去 3 年 補 助 実 績			平 成 26 年 度 以 降 労 働 局 助 成 金 の 受 給 実 績
剩 余 金 E	選 定 額 F	負 担 能 力 指 数 E/F	調 整 率													国	こ だ も 未 来 財 団	そ の 他	
千 円	千 円			千 円	円	日	月	日	日	日	床		m ²	m ²	m ²				

注

- 1 給食の状況欄には、保育施設で実施している場合にはアを、利用者が持参している場合にはイを、その他の場合にはウ及び具体的な状況を記入すること。
- 2 国及び財団法人こども未来財団からの過去3年以内に補助実績がある場合には国欄及びこども未来財団欄に○印を、国及び財団法人こども未来財団以外の団体からの補助実績がある場合にはその他欄に当該団体の名称を記入すること。
- 3 平成26年度以降に労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」を受給した場合は、平成26年度以降労働局助成金の受給実績欄に○印を記入すること。

病院内保育所運営事業補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

住所
補助事業者 氏名 (印)

年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあった 年度病院内
保育所運営事業補助金を千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり交付
されるよう請求します。

金 円

振込金融機関本（支）店名	預金種別・口座番号・口座名義

※押印を省略し請求を行う場合は下記事項を記載してください。

押印省略により請求	
本件責任者氏名	
本件担当者氏名	
連絡先	
※県確認欄	
※在籍確認	責任者在籍 有・無 担当者在籍 有・無
※確認日時	年 月 日 時
※確認方法	電話・Eメール
※相手方確認者名	

病院内保育所運営事業補助金概算払請求書

年 月 日

千葉県知事 様

住所
補助事業者 氏名 (印)

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった 年度病院内保育所運営事業補助金を千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払されるよう請求します。

金 円

振込金融機関本（支）店名	預金種別・口座番号・口座名義

※押印を省略し請求を行う場合は下記事項を記載してください。

押印省略により請求	
本件責任者氏名	
本件担当者氏名	
連絡先	
※県確認欄	
※在籍確認	責任者在籍 有・無 担当者在籍 有・無
※確認日時	年 月 日 時
※確認方法	電話・Eメール
※相手方確認者名	